

岩手県告示第403号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成22年4月16日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成22年3月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 栗原建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区中田町63番
 - ウ 代表者の氏名 千葉裕之
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特一21）第1383号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月29日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成22年4月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 村上建設
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東安庭字小森60番地1号
 - ウ 代表者の氏名 村上長六
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一17）第4825号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月31日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成22年4月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 アース興業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字穴口456番地4
 - ウ 代表者の氏名 工藤實
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一20）第10099号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年3月31日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成22年4月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 北水建設工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市名須川町18番16号
 - ウ 代表者の氏名 伊藤篤宏
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般一19）第814号
 - (3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成22年4月1日付けで大工工事業、屋根工事業、防水工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成22年4月6日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 北水建設工業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市名須川町18番16号

ウ 代表者の氏名 伊藤篤宏

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-19)第814号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成22年4月1日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。